

**令和５年度「将来加速器の性能向上に向けた重要要素技術開発」
（先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金） Q & A**

【提案内容について】

Q 1 本事業の取組内容である（１）国際協働による技術開発、（２）加速器技術の飛躍的發展研究は、一体化して行うものであり、どちらか一方のみを提案することはできないということか。

A. 貴見のとおり、どちらか一方のみを提案することはできません。なお、取組内容の一部について、提案者と連携して分担機関として参加することは可能です。

【「加速器技術の飛躍的發展研究」について】

Q 2 提案者が行う加速器技術の飛躍的發展研究の公募について、技術職や大学院生の応募も可能か。

A. 「加速器技術の飛躍的發展研究」の内容については、分野の特性を考慮したうえで提案者において検討の上、提案してください。

Q 3 補助対象経費の費目「事業実施費（公募分）」に設備費や人件費を計上することは可能か。

A. 事業実施費（公募分）に係る設備費・人件費については、「設備費」・「人件費」に計上してください。なお、設備費・人件費に計上する事業実施費（公募分）に係る設備費・人件費も４０百万円以上の経費の内数となります。

Q 4 選考委員会の開催経費を、事業実施費（公募分）から支出することは可能か。

A. 可能です。

Q 5 海外研究機関で実施している研究開発に参加する際に必要な外国旅費を、事業実施費（公募分）から支出することは可能か。

A. 可能です。

Q 6 スクールやワークショップの開催に必要な経費を、事業実施費（公募分）から支出することは可能か。

A. 公募内容に記載された取組内容を達成できる内容であれば、可能です。

Q 7 採択された機関の研究者へ事業実施費（公募分）を配分する際、間接経費を支出することは可能か。

A. 本事業において、間接経費は措置されていません。

Q 8 事業実施費（公募分）とその他の経費は流用が可能か。

A. あらかじめ定められたルールにより流用が可能です。なお、事業実施費（公募分）については、年額40百万円以上とした計画を立てることとしており、採択後、他の費目への流用を行い、本金額を下回る執行を行うことはできませんのでご注意ください。

Q 9 事業実施費（公募分）について、採択された課題間での流用は可能か。

A. 可能です。費目内の執行については、提案者においてルールを定める等、適切な管理を行ってください。

Q10 課題1件あたりの金額は提案者で決定してよいか。

A. 提案者において取組内容を達成できる金額を検討の上、決定してください。

【その他】

Q12 先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金の交付要綱及び取扱要領は平成30年5月10日に決定されたものから変更がないか。

A. 変更ありません。